

札幌市芸術・文化・食等を活用した街の魅力創造支援事業実施細目

平成19年5月9日 観光文化局長決裁

(目的)

第1条 この実施細目は、札幌市芸術・文化・食等を活用した街の魅力創造支援事業補助金交付要綱第2条に規定する札幌市国内観光プロモーション実行委員会（以下「実行委員会」という。）が実施する札幌市芸術・文化・食等を活用した街の魅力創造支援事業の実施について必要な事項を定めることを目的とする。

(事業内容等)

第2条 札幌市芸術・文化・食等を活用した街の魅力創造支援事業の実施主体は、実行委員会とする。

2 札幌市芸術・文化・食等を活用した街の魅力創造支援事業は、次に掲げる事業（以下「助成対象事業」という。）を行う者に対して、実行委員会が助成金を交付することにより実施するものとする。

札幌市芸術・文化・食等を活用した街の魅力創造支援事業
次に掲げる要件を満たすものをいう。

ア 観光客の札幌での滞在をより充実させる事業であること。

芸術・文化・食の魅力アップに重点を置くが、必ずしもこれらの分野に限るものではない。

イ 継続性が期待できる事業であること。

ウ これまで札幌において実施されていない事業又は既存の同様の事業より優れた事業であること。

エ 事業に着手した年度内に、事業の実施報告を行うことができる事業であること。

オ 公序良俗に反しない事業であること。

カ 政治又は宗教活動を目的としない事業であること。

キ 札幌市又は札幌市の関係団体から助成を受けていない事業であること。

(助成対象経費)

第3条 助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業に係る経費のうち、次の各号に掲げるものとし、第6条の規定による交付決定を受けた日から当該交付決定を受けた日の属する年度の3月31日までの間に、当該交付決定を受けた者が支出した経費とする。

事業の実施に伴う費用。ただし、以下の経費を除く。

ア 賃金

イ 飲食に要する経費

ウ 2万円以上の備品購入に要する経費（ただし、リース等による対応が困難と認められるものは除く。）

（助成率及び助成金額）

第4条 助成金の額は、前条に規定する助成対象経費の2分の1以内とし、一の助成対象事業につき50万円を限度額とする。ただし、当該助成対象事業に係る収入がある場合の当該助成金の額は、当該助成金の額を含めた収入の額が、当該事業に係る支出の額を上回らない額とする。

（交付申請）

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、実行委員会に対し、次に掲げる書類を提出しなければならない。

助成金申請書（様式1）

事業収支予算書（様式2）

団体概要（様式3）

その他市長が特に必要と認める書類

（交付決定）

第6条 実行委員会は、前条の規定により提出された書類の内容を審査し、助成金交付の可否及び助成金額を決定することとする。

2 実行委員会は、前項の規定による審査の結果を申請者に通知しなければならない。

（助成期間）

第6条の2 助成対象期間は、1年度を原則とする。ただし、同一団体が第2条第2項ウにより毎年事業の拡充を図り、既存の事業より優れた事業を継続して実施する場合に限り、3年を限度として更新することができる。この場合、第5条の交付申請及び第6条の交付決定は、毎年度行うものとし、第2条第2項キの要件については前年度までに交付された本助成金は含まないものとする。

（助成対象事業の内容変更）

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、助成対象事業の内容に変更が生じたときは、速やかに実行委員会に対し変更の届出をしなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

（実施報告）

第8条 交付決定者は、助成対象事業の終了後、速やかに次に掲げる書類を実行委員会に提出しなければならない。

事業実績報告書（様式４）

事業収支決算書（様式５）

その他市長が特に必要と認める書類

（調査）

第９条 実行委員会は、助成金の適正な運用を図るため必要があると認めるときは、交付決定者に対し、実施報告に関する帳簿書類等の提出若しくは説明を求め、又は調査を行うことができる。

（助成額の確定）

第１０条 実行委員会は、第８条の規定による実施報告の内容を審査し、交付決定の内容に対する適合の可否及び交付すべき助成金額を確定する。

２ 実行委員会は、前項の審査結果を申請者に通知しなければならない。

（交付請求）

第１１条 交付決定者は、前条の規定により確定した助成金の額を、速やかに実行委員会に請求するものとする。

（助成金の交付）

第１２条 実行委員会は、前条の規定に基づく請求があった場合は、速やかに交付決定者に対し、助成金を交付するものとする。

（交付決定の取消し等）

第１３条 実行委員会は、交付決定者が、補助条件に違反したとき、助成金の交付申請に当たり虚偽又は不正行為がなされたときその他実行委員会が助成を不相当と認めたときは、第６条の規定による決定を取り消し若しくは変更し、又は交付した助成金の全部若しくは一部を交付決定者から返還させることができる。

（審査委員会の設置）

第１４条 実行委員会は、第６条及び第１０条の規定による審査を行うに当たっては、審査委員会を設置するものとする。

２ 審査委員会の設置及び運営に関し必要な事項は、札幌市と協議の上、実行委員会が定める。

（定めのない事項）

第１５条 この実施細目に定めのない事項については、札幌市と協議の上、実行委員会
が定める。

附 則

この実施細目は、平成19年5月9日から施行する。

附 則

この実施細目は、平成21年6月3日から施行する。

様式1～5 略